

徳島県規則第二十八号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「本庁構成機関」を「センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」に改め、同条第八号、第十三号及び第十五号中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同条第十八号及び第二十一号中「本庁又は一号廩及びこれらの所管する二号廩の」を削る。

第三条(見出しを含む。)中「本庁」を「会計課」に改める。

第五条第一項の表第一号の1中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改め、同号の4中「経営企画部副部长若しくは経営企画部次長又は企画振興部副部长若しくは企画振興部次長」を「地域創生部副部长又は地域創生部次長」に改め、同号の11中「本庁の課長」を「課長(徳島県行政組織規則第十七条第一項に規定する課長をいう。第一百八条第一項において同じ。)」に改め、同号の12中「総合県民局経営企画部及び企画振興部」を「総合県民局地域創生部」に改める。

第十二条第一項中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改める。

第二十四条の五中「本庁」を「廩以外の機関」に改める。

第一百八条第一項中「本庁の物品管理権者」を「物品管理権者(廩の長(県立総合大学校本部の長を含み、徳島県立農林水産総合技術支援センターの長(当該長が課長と同等の権限を行使する事務を行う場合に限る。)を除く。以下この条において同じ。)を除く。)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「廩長」を「廩の長」に改める。

別表第二中「徳島県立阿南工業高等学校」を「徳島県立阿南工業高等学校」に、

徳島県立阿南光高等学校」に、

徳島県立阿南工業高等学校」を「徳島県徳島中央警察署」に、

徳島県徳島西警察署」を「徳島県徳島名西警察署」に、

徳島県徳島北警察署」を「徳島県徳島板野警察署」に、

牟島岐警察署」に改める。

別表第三その一の表中「本庁及び」を「会計課及び」に、「本庁又は」を「会計課又は」に改め、同その一の表本庁会計課の項の項名を「会計課」に改め、同項中「徳島県徳島東警察署 徳島県徳島西警察署 徳島県徳島北警察署」を「徳島県徳島中央警察署 徳島県徳島名西警察署 徳島県徳島板野警察署」に、「徳島県小松島警察署 徳島県板野警察署 徳島県石井警察署」を「徳島県小松島警察署」に改め、同その一の表徳島県南部総合県民局の項中「徳島県立阿南工業高等学校」を「徳島県立阿南工業高等学校 徳島県立阿南光高等学校」に改め、同表その二の表中「本庁及び」を「会計課及び」に、「本庁又は」を「会計課又は」に改め、同その二の表本庁会計課の項の項名を「会

計課」に改める。

様式第十号その三中 「本庁…1」を「^{（外）}本庁以外…1」に改める。
様式第九十八号中「^{（本）}本庁」を「^{（本）}本庁」に改める。

（徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第二条 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本庁の課長（）」を「知事の事務部局の課長（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第十七条第一項に規定する課長をいい、）」に、「が本庁の」を「が同項に規定する」に、「本庁の課長等」を「課長等」に改め、同条第三項中「本庁の」を削る。

第十一条第二項中「本庁」を「知事の事務部局」に改める。
様式第六号中「^{（本）}本庁」を「^{（本）}本庁」に改める。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

第三条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「本庁の課長」を「同規則第十七条第一項に規定する課長」に改める。
第六条第二項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条及び第八条第二項中「本庁構成機関の長、東部各局の長」を「東部各局の長、センター等の長」に改める。

第九条第一項及び第二項中「管財課長」を「管財課施設最適化室長」に改める。
第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項、第二十条並びに第二十一条中「本庁構成機関の長、東部各局の長」を「東部各局の長、センター等の長」に改める。

第四十六条中「前九条」を「第三十七条から前条まで」に改める。
第五十四条及び第五十五条第一項中「本庁構成機関の長、東部各局の長」を「東部各局の長、センター等の長」に改める。

第六十八条第二項中「管財課」を「管財課施設最適化室」に、「経営企画部及び企画振興部」を「地域創生部」に改める。

第六十九条中「管財課」を「管財課施設最適化室」に改める。
様式第三号から様式第五号までの規定中「^{（本）}本庁構成機関・^{（本）}東部各局」を「^{（本）}東部各局・^{（本）}センター」に改める。

（徳島県契約事務規則の一部改正）

第四条 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）」に改める。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第五条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「本庁の」を「同規則第十七条に規定する」に改める。

（徳島県公舎管理規則の一部改正）

第六条 徳島県公舎管理規則（昭和三十九年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「本庁の部長」を「部長（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第十七条第一項に規定する部長をいう。）」に、「課長」を「課長（同項に規定する課長をいう。）」に改め、同項第三号中「（出納局長を含む。以下同じ。）」を削る。

第五条第一項第三号中「本庁構成機関」を「センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第三の四の項中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等」に改める。

（予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部改正）

第七条 予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和三十九年徳島県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二号及び第三号中「本庁出納員」を「出納局等出納員」に改める。

（徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

第八条 徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「運輸政策課港湾空港経営室」を「運輸政策課」に改める。

（河川法施行細則の一部改正）

第九条 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「河川整備課流域水管理推進室」を「流域水管理課」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第十条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本庁、本庁構成機関、東部各局」を「課（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第五条第二項及び第六条第二項に規定する課をいう。以下同じ。）」、本部、東部各局、センター等（同規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 責任者は、それぞれ課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局長をもつて充てる。

別表本庁、本庁構成機関、東部各局又は総合県民局長の項の名を「課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局長」に改め、同表農林水産部又は徳島県総合県民局産業交流部若しくは農林水産部の項の項名及び同表徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局産業交流部若しくは農林水産部の項の項名中「徳島県総合県民局産業交流部若しくは農林水産部」を「徳島県総合県民局農林水産部」に改め、同表徳島県家畜保健衛生所の

項の次に次のように加える。

農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局農林水産部	水産業改良普及員の業務に従事する職員	作業服上・下	二	二年
		防寒服	一	三年
		ゴム長ぐつ	一	二年

別表農林水産部水産振興課の項の項名を「農林水産部漁業調整課」に改め、同表農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局産業交流部の項を次のように改める。

農林水産部漁業調整課又は徳島県南部総合県民局農林水産部	小型船舶及びその船籍票の検認又は小型漁船の総トン数の測度に従事する職員	作業服上・下	二	二年
		作業帽	一	二年
		作業靴	一	二年
		ゴム長ぐつ	一	二年

別表農林水産部林業戦略課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課の項の項名を「農林水産部林業戦略課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、農山漁村振興課」と創造室、生産基盤課若しくは森林整備課」に改め、同表出納局検査企画課又は徳島県総合県民局出納室の項の項名を「出納局公共入札検査課又は徳島県総合県民局出納室」に改める。

(徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第十一条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「知事の事務部局の各課長(」の下に「徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十七条第一項に規定する課長をいい、」を加え、「本庁の」を「同項に規定する」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

第十二条 徳島県補償審査委員会設置規則(昭和四十一年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第一条第一項中「本庁並びに」を「部等(徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条に規定する部等をいう。以下同じ。)並びに各」に改め、「東部県土整備局に、」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「前項の」を「各」に改める。

「第二章 本庁委員会」を「第二章 部等委員会」に改める。

第二条中「本庁に」を「部等に」に、「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第三条中「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第六条第一項中「本庁委員会」を「部等委員会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条から第九条までの規定中「本庁委員会」を「部等委員会」に改める。

第十条第一号中「産業交流部、農林水産部」を「農林水産部」に改める。

第十六条中「それぞれ、本庁」を「部等」に改める。

（徳島県用度事業特別会計規則の一部改正）

第十三条 徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本庁の」を「同規則第十七条第一項に規定する」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第十四条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する課」の下に「、県立総合高等学校本部」を加え、同条第四号中「本庁構成機関」を「センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。）」に改め、同条第五号中「支所、」を「支所及び」に、「第二十七条第二項」を「第三十五条第一項」に改める。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第十五条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本庁舎」を「万代庁舎」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十九条」を「（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第二十四条」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 センター等庁舎 徳島県行政組織規則第三十三条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項に規定する機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設（以下「公の施設」という。））、万代庁舎及び東部各局庁舎内に設置されているセンター等（同規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）を除く。）の用に供する建物をいう。

第二条第四号中「第四十八条」を「第四十六条」に改め、同条第五号中「本庁の」を削り、同条第六号中「本庁舎等」を「万代庁舎等」に、「本庁舎及び」を「万代庁舎及び」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 センター庁舎等 センター等庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。
第二条第十一号中「本庁舎等、本庁構成機関庁舎等、東部各局庁舎等」を「万代庁舎等、東部各局庁舎等、センター庁舎等」に改める。

第四条第二項の表本庁舎等（本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分を除く。）の項の項名中「本庁舎等（本庁舎）」を「万代庁舎等（万代庁舎）」に、同表本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分の項の項名中「本庁舎」を「万代庁舎」に改め、同表本庁構成機関庁舎等の項を削り、同表東部各局庁舎等の項中「本庁の」を削り、同項の次に次のように加える。

第四条第二項の表分庁舎等の項中「本庁の」を削る。

第四条の二第一項中「本庁舎、本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎」を「万代庁舎、東部各局庁舎、センター等庁舎」に改め、同条第二項の表本庁舎の項の項名を「万代庁舎」に改め、同表本庁舎の項中「水産振興課漁業調整室長」を「漁業調整課長」に改め、同表本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎、総合県民局庁舎及び分庁舎の項の項名中「本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎」を「東部各局庁舎、センター等庁舎」に改める。

第六条（見出しを含む。）及び第七条（見出しを含む。）中「本庁舎」を「万代庁舎」に改める。

第八条の見出し中「本庁舎のかぎ」を「万代庁舎の鍵」に改め、同条第一項中「本庁舎」を「万代庁舎」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二項中「かぎ」を「鍵」に改める。

第八条の二の見出し中「本庁構成機関庁舎等」を「東部各局庁舎等」に改め、同条中「本庁構成機関庁舎、東部各局庁舎」を「東部各局庁舎、センター等庁舎」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第十六条第一項第一号中「本庁舎」を「万代庁舎」に改める。

様式第一号の二中「ヤロ」を「鱒」に改める。

（都市計画法施行細則の一部改正）

第十六条 都市計画法施行細則（昭和四十六年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五号、様式第六号、様式第八号から様式第十号まで、様式第十二号及び様式第十三号中「ササガ」を「ササガ」に改める。

（正木ダム操作規則の一部改正）

第十七条 正木ダム操作規則（昭和五十三年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「河川整備課流域水管理推進室」を「流域水管理課」に改める。

（徳島県土地改良財産規則の一部改正）

第十八条 徳島県土地改良財産規則（昭和五十八年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「本庁」を「徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）

第一条第七号に規定する」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第十九条 生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号の表（表）中「6箇月」を「6か月」、イ「県本庁協議」を「県国保・自立支援協議」、ロ「本庁医系職員」を「国保・自立支援課職員」に改める。

（福井ダム操作規則の一部改正）

第二十条 福井ダム操作規則（平成七年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正

する。

第十条第一号中「河川整備課流域水管理推進室」を「流域水管理課」に改める。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第二十一条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「本庁構成機関、東部各局」を「東部各局、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」に改める。

(徳島県公文書管理規則の一部改正)

第二十二条 徳島県公文書管理規則(平成十三年徳島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十四条第一項並びに第二十五条第一項及び第二項に規定する本庁構成機関、同規則第三十九条に規定する東部各局」を「第二十四条に規定する東部各局、同規則第三十三条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項に規定する機関」に、「第四十八条」を「第四十六条」に改める。

(徳島県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二十三条 徳島県個人情報保護条例施行規則(平成十四年徳島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第二条第二項」を「第二条第一項」に改める。

様式第一号中「~~外付郵便簿~~・~~冊~~」を「~~冊~~」に改める。

(徳島県審議監の設置に関する規則の一部改正)

第二十四条 徳島県審議監の設置に関する規則(平成十五年徳島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第一号に規定する本庁に、職として」を「必要と認めるときは、知事の事務部局に」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第二十五条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年徳島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号の表^(表)中「6 欄」を「6 か月」に、「1 欄」を「1 か月」に、「2 欄」を「2 か月」に、「本庁職員」を「~~国~~・~~市~~・~~町~~・~~村~~職員」に改め、同様式の^(表)備考4中「6 欄」を「6 か月」に、「1 欄」を「1 か月」に、「2 欄」を「2 か月」に改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第二十六条 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成二十二年徳島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「水産振興課」を「漁業調整課」に改め、同条第二号中「産業交流部」を「農林水産部」に、「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の

一部改正)

第二十七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十八年徳島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「本庁舎」を「万代庁舎」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。